令和５年度第１回大田区地域包括支援センター運営協議会議事要旨

１．開催日時

　　令和５年６月30日（金）午後１時30分から午後３時00分まで

２．会場

蒲田地域庁舎　大会議室

３．出席者

　 （委員）　奈良委員（会長）、富田委員（副会長）、髙峰委員、志田委員、井上委員、常安委員、中原委員、髙橋委員、早山委員、佐藤委員

　　（区） 　政木福祉支援担当部長、黄木福祉管理課長、長谷川福祉支援調整担当課長、金子元気高齢者担当課長、森田介護保険課長、丸山介護サービス推進担当課長、浅沼大森地域福祉課長、木田調布地域福祉課長、根本蒲田地域福祉課長、曽根糀谷・羽田地域福祉課長、小西高齢福祉課長、事務局

　　（傍聴者）　３名

小西課長　・事務局を担当します。よろしくお願いします。

　　　　　・初めに奈良会長よりご挨拶いただきたいと思います。

奈良会長　・現在の所属は福岡にある令和健康科学大学に所属しています。

　　　　　・対面での会議は久しぶりとなりますが、人と人とのつながりを考えながら地域包括についていろいろな議論ができればと思います。よろしくお願いします。

小西課長　・続いて福祉支援担当部長よりご挨拶いただきます。

政木部長　・暑い中、またご多忙の中、ご出席いただき御礼申し上げます。

　　　　　・区では今年度から重層的支援体制整備事業の本格実施となっています。

　　　　　・地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として包括的相談支援事業の重要な役割を担っています。

・区の様々な支援事業にも尽力してくださっている地域包括支援センター職員の皆様には感謝申し上げます。

・第９期のおおた高齢者施策推進プランの策定作業に入りました。今後も包括の対応力向上に向けて、委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

小西課長　　以降の議事進行については奈良会長にお願いします。

奈良会長　　それでは、これより、次第３の議事に入ります。

最初に、（１）審議事項アの「令和５年度地域包括支援センターの事業評価の実施について」、事務局から説明願います。

小西課長　（資料１－１）

大田区の地域包括支援センターの事業評価の実施について、これまでの経緯から簡単に説明します。

平成27年度の介護保険法改正で、地域包括支援センターの機能強化を目的として、事業評価を行うことが努力義務となり、大田区では、平成27年度から区独自の評価指標を用いて地域包括支援センター事業評価を実施してきました。

平成30年度の介護保険法の改正により地域包括支援センターの事業評価が義務規定となり、併せて、国としての評価指標が示されました。そのような背景の中で、大田区は、令和２年度までは、国の評価指標約55項目と区独自の評価指標98項目を活用した事業評価を実施してきましたが、令和３年度・４年度は、国が示す評価項目約55項目を基準としつつ、改めて整理をした区の独自指標約14項目程度を加えて話し合い形式で実施しました。

また、令和４年度は、第三者の視点を取り入れる目的で、利用者、民生委員児童委員、介護支援専門員へのアンケートも実施しました。

令和３年度・４年度は話し合い形式で実施してきましたが、今年度はより効果的な手法を模索する中で新たな試みとして、国の評価指標の確認項目と区の確認項目を用いて、書面での評価を実施します。

（資料１－１裏面）

事業評価のイメージですが、国の評価指標の確認項目と区の確認項目について各包括が自己分析をし、その分析に対して区が評価していきます。

確認項目については、３番にある通り、

①国の評価指標の確認項目

②令和４年度の評価結果において「さらなる取り組みが求められる」とされた点についての取り組み状況

③各包括が力を入れている取り組み

④直近３か年の職員の欠員状況

以上の４項目とします。

（資料１－２）

国の評価指標の確認項目について、国の評価指標約55項目のうち、昨年度実施した利用者等のアンケート結果等から抽出した課題を踏まえ、職員の確保・育成や利用者が相談しやすい相談体制の構築等の７項目にしぼって自己分析を依頼します。

また、国の評価指標で「いいえ」と回答した項目についても自己分析を依頼します。

これらを用いて書面での評価を実施します。

書面評価の狙いとしては、会議形式では流れてしまいそうなところもゆっくり立ち止まって評価できるのではないかというところです。

事業評価の説明は、以上です。

奈良会長　・質問等ありますか。

早山委員　・令和５年度の評価については、すでに行いましたか。

小西課長　・書面評価についてはこれからの実施となりますが、4月1日以降が評価対象となっています。

奈良会長　・評価をする時期は年末ごろを目途に実施予定ですか。

小西課長　・実際に紙に落とし込むのは秋以降ですが、4月1日以降の取り組みが対象となるので、現在進行形です。

奈良会長　・大田区は国よりも先に事業評価をやっていましたが、国の事業評価が義務規定となり、それぞれをどういう形で塩梅して一つの評価としてやっていくのかということを考えて、現在の形となっています。

　　　　　・本件は説明のあった通り事業評価を実施することで承認とし、来年度評価結果をお聞かせ願います。

　　　　　・次に、審議事項のイ「第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務（一部）の再委託の承認について」事務局より説明願います。

小西課長　（資料２－１～２－３）

「第１号介護予防支援事業」は、事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援総合事業（訪問・通所・生活支援等）の適切なサービスが提供されるよう必要なケアマネジメントを行う事業となります。

また、「指定介護予防支援業務」は、要支援者が介護サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関の連絡調整などを行う業務です。

双方とも、業務の一部をセンターから指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされていますが、委託に当たっては中立性及び公正性の確保を図るため運営協議会の議を経なければなりませんということで平成18年厚生労働省令第37号に記載があります。

大田区では、大田区地域包括支援センター運営協議会の承認を得て、資料２－１のとおり、「第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務再委託基準」を定めています。

センターから民間の居宅介護支援事業所への再委託は、資料２－２、２－３のとおり、業務体制に応じて適切に委託されています。令和５年度も再委託基準に基づきセンターの業務の一部を再委託するということで承認をいただければと思います。

資料２についての説明は、以上です。

奈良会長　　・本件について、質問等ありますか。

　　　　　　・事務局の方で精査されたものがリストとして挙げられています。

　　　　　　　本件については承認されました。

　　　　　　・以上で審議事項は終了します。

　　　　　　・続いて、報告事項のア「地域ケア会議（個別レベル・日常生活圏域レベル）の実施状況について」は、事務局より説明願います。

根本課長　　（資料３）

地域ケア会議の個別レベル会議と日常生活圏域レベル会議の実施状況について、報告します。

地域ケア会議は、高齢者個人の課題を解決する個別レベル会議から始まり、地域の課題、大田区全体の課題という階層ごとに会議を実施して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現に向け、取り組んでいます。

地域包括支援センターでは、このうちの高齢者個別の課題解決を目指す個別レベル会議と、地域の課題解決を目指す日常圏域レベル会議を開催しています。

なお、日常生活圏域は、大田区には18の特別出張所があり、地域包括支援センターと連携して地域づくりに取り組んでいることから、18の区域を日常生活圏域と設定しています。

最初に項番１　個別レベル地域ケア会議の状況です。

（１）開催回数及び件数については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた推移をお示しするため、平成30年度から令和４年度までの５か年間を記載しています。いわゆるコロナ禍で、令和元年度の年度末である令和２年２月ごろから会議を中止する等の影響があり、令和２年度は開催回数及び開催件数いずれも前年度の６割程度に減少しました。その後、感染対策の会議手法が定着し、令和３年度・４年度と回数及び件数が増えてきているところです。

令和４年度を地域別に見ると、大森地域福祉課管内の地域包括支援センターが開催した回数が43回で、検討ケース数が58件、調布地域福祉課管内が13回で14件、蒲田地域福祉課管内が37回で37件、糀谷・羽田地域福祉課管内が14回で11件、合計は107回で120件でした。

会議の開催回数と検討ケースの件数が異なるのは、１回の会議で複数の高齢者の方のケースについて検討を行ったり、また反対に、ひとりの方のケースを数回にわたって検討したりする場合があるためです。

続いて、（２）令和４年度検討ケース内訳についてです。

「ア　重複課題等の支援困難ケース」が46件でした。高齢者ご本人が認知症で支援を拒否するケース、また、認知症のある高齢者と障害のある子どもの世帯のケース等で、在宅生活を継続するための検討等を行いました。

続いて、「イ」は、介護支援専門員いわゆるケアマネジャーが、困難を感じて地域包括支援センターに持ち込んだケースで、４件でした。

「ウ　自立支援計画作成ケース」は、69件でした。これは要支援等の方で訪問型や通所型のサービスの計画を地域包括支援センターが立てた方の中から、ご本人の自立に向けた取組の方向性を検討するために取り上げたケースです。例えば、歩行距離を伸ばすためのリハビリ方法や、どうすれば地域の通いの場へ通えるかということについて検討をしました。

（資料３裏面）

「２　日常生活圏域レベル地域ケア会議」です。

日常生活圏域レベル地域ケア会議も、５年間の推移を記載しています。

「日常生活圏域」は、第６期介護保険事業計画の平成29年度までは「大森、調布、蒲田、糀谷・羽田」の４圏域でしたが、第７期介護保険事業計画の平成30年度から現在の18地域となりました。

平成30年度はその初年度であったため、テーマ設定や関係機関との調整に時間を要し、開催回数が少ない状況でした。その後、令和元年度から18地区での地域ケア会議が軌道に乗ったところでしたが、令和２年度はコロナ禍のため回数が減少しました。令和３年度以降は、個別レベル会議と同様に開催回数が増えています。

検討テーマについて、（２）に、各日常生活圏域で検討したものから一部の地区のものを取り上げて記載しています。各地区のテーマを見渡すと、認知症高齢者の見守りや、フレイル予防の取組などを地域でどのように行っていくかという課題を取り上げた地域包括支援センターが多くありました。

こうした課題について、自治会町会、民生委員児童委員、地域の医療・介護事業者等がどのように連携協力し、解決につなげられないかの検討等を行いました。

見守りやフレイル予防については、コロナ禍の期間中、通いの場の活動が休止になる等、高齢者が閉じこもりがちになってしまう場面が多くありました。感染症対策が緩和されても、地域の活動はすぐに元通りとはいかない状況にあります。今年度も引き続きこうしたテーマについて検討し、地域課題の解決に向けた検討を行っていく予定です。

資料３についての説明は以上です。

奈良会長　・非常に興味深い数字が出ており、コロナの影響とそれに対する体制を取り戻しているという変化等が分かるものとなっていますが、何か質問等ありますか。

　　　　　・例えば日常生活圏域での地域ケア会議のテーマは同じようなテーマが複数回

出てくることもありますか。

根本課長　・認知症の方の地域の見守り方法等は各地区開催しています。

奈良会長　・似たような話や結論が出てきた場合、ある程度ベースを構築しておいて新しいものを付け加える等、会議をより発展させるようにすることはできますか。

根本課長　・地域福祉課も４課あり、包括も連絡会等があるため、情報共有を密にしながら

活用できるところは活用していきたいです。

奈良会長　・情報共有をしながらお互いの基礎となる部分を作り上げていき、それをベース

　　　　　　に別の観点等を探していくようになってきていると理解しました。

　　　　　・情報共有のネットワークづくりも大変だと思いますが、よろしくお願いします。

　　　　　・他に質問等ありますか。

早山委員　・日常生活圏域レベル地域ケア会議はどのような方が参加していますか。

根本課長　・資料に検討テーマ例が載っていますが、蒲田地区が実施した「地域のことを教えてください（自治会・町会単位で認知症の方をどう見守るか）」になりますが、自治会単位で認知症の方々をどのように見守るかを薬局の方等を交え、話し合っていました。個々の事例ごとに応じて、様々な方に参加してもらっています。

早山委員　・地域ケア会議は様々な方に参加してもらい、テーマによってお声がけする方が違うと理解しました。

奈良会長　・他に質問ありますか。

　　・続いて、報告事項のイ「地域包括支援センター事業報告・事業計画について」事務局より説明願います。

小西課長　各地域包括支援センターの令和４年度事業報告、及び令和５年度事業計画について説明します。

（資料４-１）

こちらは、各地域包括支援センターの昨年度の事業報告です。

「１　事業目標」、包括大森だと1ページ目からを指しており、「２　事業実施計画」包括大森だと6ページ目からの大きく二つのパートに分かれています。

「１　事業目標」については、包括として掲げた事業目標に対して、令和４年度、令和５年度で取り組む「機能アップ２か年計画」の１年目の振り返り等が書かれています。

「２ 事業実施計画」は、委託している事業内容項目ごとに、それぞれの項目に年度当初に立てた個別目標が記載されています。それぞれの目標に対して、実施内容、目標達成状況を記載したのがこの事業報告書です。

主な取組を紹介しますと、

２　事業実施計画の「 (１) 総合相談支援業務」では、高齢者への総合相談の他、ここでは虐待防止、権利擁護を含み早期発見、早期対応を目指し、積極的に各種研修へ参加するなどスキルアップに努めながら、課題解決のために様々な機関との支援体制の構築に取り組んできた様子が伺えます。

「 (２) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に向けての研修開催や、コロナ禍においてもWebを活用しながら地域における連携体制づくりにも取り組んでいます。

「(３) 介護予防ケアマネジメント業務」は、先ほど審議事項イでも少し触れています。高齢者一人ひとりの自立に向けた支援ができるよう関係者と連携、情報共有しながら進めています。各包括、フレイル予防の普及啓発に取り組んでいます。

「(４) 見守り支え合いネットワーク推進業務」では、コロナ禍においても、可能な限り地域団体等と連携関係を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で見守りささえあうネットワークを、地域包括支援センターが核として取り組んでいます。見守りキーホルダーの登録・普及啓発も該当します。

「(５) 地域包括ケアシステムの構築」では、個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題を発見し、解決に向けた検討を行う地域ケア会議を実施しています。

「(６) 認知症施策推進に係る業務」では、令和元年度に策定された、認知症施策推進大綱を軸に、認知症の人とその家族が安心して住み慣れた地域で生活し続けられるよう、取り組んでいます。

最後に「(７)」として「大田区が実施する業務への協力等」の実績が挙げられています。

続いて、令和５年度の事業計画について説明します。

（資料４-２）

事業計画書は、包括が中・長期的な視点を持ち事業運営に生かすことができるように、令和４年度、５年度で進める「機能アップ２か年計画」に連動する内容となっています。

「１ 事業目標」には、各地域包括支援センターとして今年度の大きな目標を定めた上で、「機能アップ２か年計画」の「目指す姿」「重点項目」をかかげています。

「２ 事業実施計画」では、事業ごとの個別目標、実施計画を挙げています。★黒の星印【重-１】【重-２】などの表記があるのは、「機能アップ２か年計画」の実現に向けて、具体的な取り組みを示す番号です。

また、昨年度のアンケート結果や各包括の地域性等を鑑み、各包括が令和５年度特に力を入れていきたい実施計画については★【特力】と記載しています。

こうして、今年度の事業計画に基づき事業を進めていきながら、同時に各センターは機能アップ２か年計画の中で、目指す姿への目標にも取り組んでいくこととなります。

それでは各地域福祉課長より各地域の取り組み状況等について特徴的なところ等を説明願います。

根本課長　蒲田地区には6つの包括があり、109ページから161ページまでとなっていま

す。令和4年度は包括新蒲田を新設し、シニアステーションも併設されているた

め、管内だけではなく近隣の地域の方も含めたフレイル予防や社会参加などの

拠点としての役割を果たしています。141ページに記載のあるオンライン体操は

シニアステーションの会場を利用して実施している体操教室をwebを利用して

他の会場へ配信し、蒲田西特別出張所や養護老人ホーム等から遠隔で参加して

もらっています。

また他の地域包括支援センターでもフレイル予防の栄養に着目した「食べポチ

ェックシート」や個別レベル会議を契機として実施されている男性向け体操教

室立ち上げへの取組等、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向けた取組が

報告されています。

また157ページの蒲田東の事業報告書は令和5年4月1日より法人が変更とな

りましたが、変更前の運営法人から提出されたものとなります。

職員の欠員や当初の計画の執行が難しかったこともあり、記載の達成度評価と

なっています。

（資料4-2）

39ページから蒲田地区の包括です。

認知症施策については、いずれの包括も力を入れており、認知症地域支援推進員

が連絡会を開いて情報共有しながら取り組んでいます。また、認知症支援以外で

は、介護支援専門員との連携強化、男性の居場所づくりなどが特に力を入れたい

取組として掲げられています。

蒲田東は運営法人が変更となったこともあり、地域特性や地域活動等の情報収

集に特に力を入れていきたいとしています。

木田課長　調布地区管内の事業報告は63ページから108ページまでとなっています。

　　　　　調布地区の特徴としては、地域ケアの会を平成26年度から実行委員会形式で開

催しており、テーマを設定し、地域の方や介護支援専門員、包括職員、区職員等

様々な立場の方が参加し、連携強化を図っています。

昨年はコロナ禍において、フレイル予防啓発活動等をテーマに実施しました。

調布地区の見守り支え合いコーディネーターは、全世代を対象に見守りキーホ

ルダーの普及・啓発や6包括合同で動画作成を行いました。

6包括の特徴的な取り組みを紹介します。

63ページの包括嶺町ではシニアステーション東嶺町でフレイル予防等に取り組

んでいます。また、71ページにあるとおり、利用者家族等に対象に多世代向け

の講座を企画し、高齢者の方の参加もありました。77ページをみると地域福祉

コーディネーターと連携し、シニアステーションやせせらぎ館を活用し、フード

ドライブを実施し、これをきっかけに子ども食堂への支援が始まったとの報告

もありました。

78ページからは、包括たまがわの報告書となります。包括たまがわは鵜の木地

区になり、鵜の木地区はフレイル予防等の開催に向けて地域の世話人や特別出

張所等との連携推進を行いました。

続いて84ページの包括久が原を紹介します。シニアクラブとの共催による体力

測定会を実施した等の報告がありました。

続いて93ページの包括上池台を紹介します。包括上池台は、見守り事業者連絡

会を開催するなど地域の高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組みまし

た。

続いて101ページの包括千束を紹介します。103ページには地域ケア会議等で民

生委員・児童委員の方々と複合的課題を抱えている世帯へのかかわりなどをテ

ーマとして行いました。

（資料4-2）

　　　　　調布地区は各包括の認知症地域支援推進員が毎月1回連絡会を実施し、情報共有等を行っています。その他、多職種連携や複合課題の課題解決に向けた体制の構築に取り組んでいます。

浅沼課長　大森地区管内の包括は７か所あり、事業報告書は1ページから62ページまで、

事業計画書は1ページから21ページまでが該当の包括のものとなっています。

もっとも基本的な個別支援については、きめ細やかな対応を行なうことはもち

ろんのこと、他機関等とも十分に連携しながら取り組んでいます。

また、地域での活動については、各地域の特徴に応じて、様々なつながりを持ち

ながら取り組み、概ね計画通り進んでいます。

包括は地域との関係が大切であり、自治会・町会、民生委員児童委員をはじめ、

多様な地域団体と積極的な関係構築に努めています。

大森地区では、見守りキーホルダーの一斉登録会を実施しています。大型の商業

施設のイトーヨーカドーやマチノマ、また、文化センター等を活用して、高齢者

だけではなくそのご家族など、広く区民の方に知っていただけるよう取り組ん

でいます。

曽根課長　糀谷・羽田地区には3包括あり、全包括共通して個別支援に大きな比重がかかっ

ています。経済的な課題に伴う福祉サービスの利用機会が少なくないことや成

年後見区長申し立てが多く、頼るべき家族がいない高齢者への対応が多くなっ

ています。

一方地域においては、生活に不可欠な機能が減少しており、苦慮しています。生

活必需品を購入できる店舗や小規模の医療機関等の撤退によりコーディネート

に苦慮しています。

各包括の特徴的な取り組みとして、包括大森東は管内にある3つの病院と連携

強化を図りました。

包括糀谷は、管内にある高齢化率の高い地域で自治会や社会福祉協議会と連携

し、相談会を実施し、個別支援に取り組みました。

包括羽田は、同一建物内にシニアステーションや特別出張所等があるメリット

を生かし、住民主体の活動を活性化させました。

奈良会長　・それぞれの地域特性が分かり、地域によって様々な課題もあると感じています。

　　　　　・質問等ありますか。

髙橋委員　・各センター素晴らしい取り組みと実績が上がっています。

・事業報告書や事業計画書を積極的に区民にお知らせする機会があるとなお良いと思います。

根本課長　・貴重なご意見をいただき感謝します。

奈良会長　・他に質問ありますか。

佐藤委員　・包括蒲田東の事業報告書では、個別レベル地域ケア会議や認知症カフェが開催・再開できなかった等地域との会議ができていないように思いますが、大田区として原因等把握していますか。

根本課長　・3職種の欠員が発生したりするなど、包括として充実した活動が困難でした。

佐藤委員　・令和5年度から包括蒲田東は法人が変更となり、従前の法人からスムーズに引き継げるよう大田区から指導等はありましたか。

小西課長　・従前の運営法人は公益性等も高かったですが、人事不足により変更となりました。新運営法人は区内で社会福祉法人としての積極的な経営をされており、お互いしっかりした基盤があって問題なく引き継ぎができました。

令和5年4月1日以降に包括蒲田東を訪れた際には、活気があって相談しやすい環境が整えられていると感じたため、問題なく引き継ぎができたと考えています。

志田委員　・包括蒲田東の事業報告がB評価になるくらい欠員状態が続いていた原因等の掘り下げを実施しましたか。

小西課長　・欠員が生じた場合は募集をかけてすぐに埋まる場合もありますが、職種によってはなかなか難しいこともあります。また職員の勤務形態によって時間数が充足できない等の場合もあるため、完全に機能として失われているものばかりではなく区民の皆様への対応に支障を来したという報告はないですが、欠員状態となったことは事実であり法人としてB評価を付けたと考えています。

中原委員　・包括支援センターの公的な業務の中に権利擁護が入っており、非常に重要であると認識しています。社会福祉協議会は中核機関と同時におおた成年後見センターを運営しています。おおた成年後見センターの年間の相談件数は5,000件を超えています。令和4年度は5,711件、令和3年度は6,189件でコロナ前より増えています。その中でも法定後見が約60％となっています。

これらの件数を成年後見センターだけで受けるのは困難な状況になってきました。権利擁護の相談の中には、包括の業務の範囲内の軽微な相談も含まれているため、成年後見のマニュアル等の整備をしながら役割分担をしながらやっていきたいと考えています。

　　　　　・いきいき仕事ステーションでは1年間で約120～130人が就職しています。その内65～79才の年齢幅が約80％を占めています。これは年金をもらっても働かないと生活が苦しい方が一定数いることを示しています。ハローワークでは80才近い人の仕事がなく、履歴書の書き方が分からない人もいるため、いきいき仕事ステーションでは履歴書の書き方を含め、丁寧に相談に乗っています。今後年金をもらって生活している方で困っている方が増えてくることが予想されます。包括や社会福祉協議会や行政等の役割を検討する時期に来ているのではないかと思います。

小西課長　・後見制度については、相談に来た人に紹介できるよう包括職員の能力の底上げを社会福祉協議会と連携しながら取り組んでいければと思います。マニュアルの完成や完成後の研修・啓発に努めていきたいです。

　　　　　・高齢者の就労については、全国的なデータにはなるが、現在約4人に1人就労している現状があります。64～69才は2人に1人が就労しています。年金の不足を補うということもありますが、生きがいも含まれていると考えています。就労した方がどのように就職したかを分析しながら、次期高齢者施策推進プラン等に反映させていく形が取れればと思います。

中原委員　・事業報告書や事業計画書を見てみると、権利擁護が総合相談支援業務に入っていますが、包括によって権利擁護について温度差があるように感じるため、可能であれば、権利擁護は別にしてもらいたいです。

奈良会長　・包括によって温度差があるのはしかるべきものかもしれませんが、低いところを少しずつ埋めていけるとよいのではないかと思います。

　　　　　・近い将来事業評価の在り方を網羅的に進めるように業務を整理していく方向にやがて進んでいくのではないかと考えています。大田区の包括の役割を網羅的に評価できるようなものを見ていって、全体をできるだけ簡略に付けられるような考え方もあるのではないかと思います。

　　　　　・他に質問ありますか。

髙橋委員　・包括は様々な仕事がある中で、包括蒲田東に欠員等があり、計画通りの運営ができていないことを発見できたのは、事業評価の仕組みがあることに起因していますか。

小西課長　・包括とは評価だけではなく、日々の関わりの中で運営状況は区としても把握しています。今回のケースは先方から返上したいとの申し出があり、返上した次第です。従前の運営法人は医療系であり、コロナ禍ではかなりリソースが割かれたのではないかとみています。また、社会全体で医療職などの専門職が不足し、社会の多くの看護師がワクチン接種にとられ、介護系の看護師の充足が困難になるなど、特殊な環境下であったことが大きかったと考えています。

髙橋委員　・承知しました。

奈良会長　・他に質問ありますか。

　　　　　・次に、報告事項のウ「大田区地域包括支援センター運営方針について」事務局より説明願います。

小西課長　・大田区地域包括支援センター運営方針について説明します。

　　　　　　（資料５）

　　　　　　こちらは令和４年度の第３回運営協議会で議題となっていましたが、令和５

年度から個人情報保護に関する法律が自治体に直接適用され、「大田区個人情

報保護条例」が廃止となり、新たに「個人情報の保護に関する法律施行条例」

が制定されたことによる第８条の条例名の変更となります。

　　　　　　完成版のお示しができていなかったため、今回配付させていただきます。

資料５についての説明は以上です。

奈良会長　・この案件は令和４年度第３回地域包括支援センター運営協議会で予告されており、それが正式に施行したという報告です。

・何か質問はありますか。

　　　　　・次に、報告事項のエ「地域包括支援センター千束について」事務局より説明願います。

小西課長　　（資料６）

大田区地域包括支援センター千束については、令和５年度中に移転を予定しています。

移転後の所在地は、現在赤松小学校がある東急大井町線北千束駅すぐの北千束２丁目３５番８号です。管轄地域に変更はありません。

特別出張所等も併設した複合施設となる予定です。

資料６については以上です。

奈良会長　・何か質問ありますか。

・無ければ本日の議事は終了します。

・皆様ご協力いただき感謝します。

　　　　　・事務局にお返しします。

小西課長　・本日は、活発なご議論ありがとうございました。

・２点ご連絡です。

・１点目が福祉講演会について、包括職員向けの研修として、例年、取り組み事例発表会と隔年で実施しています。昨年度は取り組み事例発表会を実施したため、今年度は福祉講演会を予定しています。開催日は12月頃を予定しています。テーマ等については現在検討中ですが、詳細が決まりましたら、改めてご案内申し上げますので、どうぞよろしくお願いします。

最後に、今後の会議日程についてご連絡いたします。

今年度の運営協議会は、全２回の開催を予定しており、次回は令和６年１月26日（金）を予定しています。

詳細は日程が近くなりましたらご通知申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和５年度第１回地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。